

## 学 則

1 事業者の名称、所在地及び連絡先	社会福祉法人ひまわり会わかまつ園 鹿児島県薩摩川内市高江町 1653 番地 1 TEL0996 (25) 2368
2 研修事業の名称	わかまつ園介護職員初任者研修事業
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 ( <u>通学</u> ) ・ 通信 )
4 開講の目的	介護職員初任者研修の課程修了の資格取得と社会福祉関連の専門知識の習得を目指すと同時に、実務を通じて、介護職員として利用者の信頼を受け得る優秀な人材の育成を図ること
5 研修責任者の氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	わかまつ園園長 内田 耕也 わかまつ園事務所 研修担当 事務長 田中 晴樹、長元 香織 TEL0996-25-2368
6 受講対象者(受講資格)及び定員	訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者 定員 30 名
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	募集方法は、ホームページ、チラシ等の募集広告により行う(募集開始時期は、4月2日予定。受講決定方法は、受講申込書等の書類審査による選考とする。) 受講手続は、受講者に対し受講案内書の配付(研修費用の納入を含む。)などにより行う。なお、本人確認方法は、受講者に、住民票の写し、健康保険証、運転免許証等公的機関発行の証明書の原本の提示を求め行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な経費	80,000 円 (内訳) ・ 受講料 70,000 円 ・ テキスト代 10,000 円 ・ 円 ・ 円
9 研修カリキュラム	別添様式 3 のとおり(通信の場合、別添様式 4 のとおり)
10 通信形式の場合 その実施方法 ・ 添削指導及び面接指導 の実施方法 ・ 評価方法及び認定基準 ・ 自宅学習中の質疑等への 対応方法	—
11 研修会場 (名称及び所在地)	薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター 鹿児島県薩摩川内市高江町 1 7 3 5 番地 1

12 使用テキスト (副教材も含む)	「介護職員初任者研修テキスト全2巻」(中央法規)
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	研修修了の認定方法については、全科目の修了時に筆記試験による修了評価を実施し、各受講生の知識・技術等の習得度を評価する。なお、習得度評価方法は、「鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要綱」の別紙6「修了評価の取扱い」による。
14 欠席者の取扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取扱い (実施方法及び費用等)	欠席者の取扱いについては、受講者がやむを得ない事情等によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合、「鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要綱」の別紙5「補講等の取扱い」により補講等を実施し、修了させるものとする。なお、実施方法及び費用等については、出席簿に補講実施日を記録するとともに、補講修了確認書を整備し、補講状況を管理するほか、別に定めるものとする。
15 科目免除の取扱いとその手続き方法	科目免除の取扱いとその手続き方法については、「鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要綱」の別紙4「科目免除の取扱い」による。また、免除希望者から初任者研修実習免除願及び介護業務従事証明書を受理し、免除要件に該当するか確認の上、免除の扱いをし、実績報告書に証明書の写しを添付する。
16 解約条件及び返金の有無	開講前に解約した場合における納入済みの研修費用等は返金するが、開講以後の解約については、返金しないものとするほか、解約条件は別に定める。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	情報開示の方法については、「鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要綱」の別紙10「研修期間が公表すべき情報の内訳」に掲げる情報を自らインターネットホームページ上において開示を行い、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努める。
18 受講者の個人情報の取扱い	受講者の個人情報の取扱いについては、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこととし、また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努める。更に、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じる。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか、依頼者が本人であるか十分確認した上で、「鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要綱」の別紙7「修了証明書再発行の取扱い」の定めるところにより、紛失した場合、氏名の変更の場合等により対応する。
20 その他研修実施に係る留意事項	その他、研修事業の実施にあたっては、安全の確認、事故の防止等について、必要な措置を講じるものとする。